

愛知県水防計画の修正（案）要旨について

1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制を構築しなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ確かな把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要となる。

水防の第一次的責任は市町村等の水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより一層効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示すものとして愛知県水防計画を作成するものである。

2 平成24年度愛知県水防計画の主要な見直し点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正した。

平成24年度重要水防箇所集計表

		平成24年度		平成23年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	684	314	703	320	72	35	53	29	▲19	▲6
	県	368	148	377	140	24	6	15	14	▲9	8
	市町村	129	83	133	87	4	4	0	0	▲4	▲4
	小計	1,181	545	1,213	547	100	45	68	43	▲32	▲2
	海岸	25	24	25	25	1	1	1	0	0	▲1
	ため池	165	11	174	11	11	1	2	1	▲9	0
	合計	1,371	580	1,412	583	112	47	71	44	▲41	▲3

(2) 水防法の改正に伴う、国土交通大臣及び知事による津波水防警報の発令について

水防法の改正により、津波による損害が生ずるおそれがある河川又は海岸について、国土交通大臣及び都道府県知事は指定した河川又は海岸について水防警報をしなければならないとされた。

平成24年4月より愛知県知事が発令する水防警報について、津波に関する事項を追加し、改定した。